

# KYOTO STEAM—世界文化交流祭— 海外広報等業務 委託仕様書（案）

## 1 業務名称

KYOTO STEAM—世界文化交流祭— 海外広報等業務

## 2 委託目的等

「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—」を海外へ向けて発信し、広く周知し、国際的なフェスティバルを目指す。インバウンド対策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響による海外からの観光客の減少が想定されるため、オンラインコンテンツへのアクセス動線を強化することを目指す。また、国内在住の外国籍の方やアートメディアへは積極的にPRを行い、今年度の集客数増加を目指す。

## 3 業務内容

次に掲げる事項を、いずれも KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会（以下「実行委員会」という。）と十分協議し、承認のうえ実施すること。

### (1) 計画立案業務

- ア KYOTO STEAM—世界文化交流祭—に関する海外広報計画立案
- イ 翻訳業務に関する計画立案

### (2) KYOTO STEAM—世界文化交流祭—に関する海外広報

#### ア 海外メディア広報先リサーチ

【内容】令和3年度内に開催予定のフェスティバル「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—」（以下「フェスティバル」という。）への参加意欲の高い、国内在住あるいは海外在住の外国籍の方に広く周知することが可能な広報先をリサーチすること。

【納期】令和3年8月

【備考】リサーチ完了後、広報先を実行委員会に提出すること。

#### イ プレスリリース英語版作成

【内容】フェスティバルについて、日本語版のプレスリリースをもとに、海外メディアに効果的に広報するための英語版プレスリリースを作成すること。

【納期】令和3年10月下旬

【備考】・プレスリリース日本語版データは実行委員会から提供する。

・プレスリリースはPDF及び編集可能（Word, PowerPoint等）なデータを納品すること。

### (3) 翻訳業務

#### ア 翻訳業務

KYOTO STEAM—世界文化交流祭—に関する翻訳

##### 【内容及びスケジュール（予定）】

- ・公式ウェブサイト内のアーカイブ等（令和3年8月中旬）
- ・公式ウェブサイト内の各プログラム説明（令和3年10月中旬）
- ・公式ウェブサイト内のニュース（随時）
- ・「アート×サイエンス IN 京都市動物園 アートで感じる？チンパンジーの気持ち」動画英語字幕（令和3年7月，令和4年3月）

##### 【文字数（予定）】 35,000字程度

- 【備考】・単位は日本語1文字（日英翻訳）につき，単価金額の上限は，20円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
- ・翻訳文字数は，依頼の都度，実行委員会が提示するものとする。
  - ・成果物はすべてテキストデータで納品すること。
  - ・内容及び文字数を変更・追加する場合がある。

#### イ 英語情報全体のクオリティチェック等

【内容】「3-(3)-ア 翻訳業務」の成果物を用いて，全体の表記イメージの統一，使う語句及び語調の統一，各広報媒体掲載にする際の編集・校正を行う。

【納期】「3-(3)-ア 翻訳業務」のスケジュールに準ずる。

【備考】編集及び校正に必要となる各広報媒体の校正紙等は実行委員会から提供する。

## 4 留意点

- (1) 当該業務において納入した成果品等に係る著作権ほか一切の権利は実行委員会が保有し，当該データの加工，二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 業務遂行に当たっては，実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに，実行委員会の指示に従うこと。また，他の業務受託者としっかり連携を行うこと。
- (3) 本業務は，本仕様書によるほか，関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (4) 受託者は本業務について秘密を守り，業務内容を許可なく第三者に公表，転用及び貸与してはならない。
- (5) 本業務の全部又は主たる一部を第三者に委任してはならない。  
なお，本業務の一部を第三者に委任する場合は，実行委員会に書面により事前に申請し，承認を得ること。

## 5 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

## 6 契約金額の上限（予定）

1, 350, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 経費は、国庫補助対象経費として報告できる経費であること。（詳細は参考資料参照）

## 7 支払い条件

支払い時期及び金額については、実行委員会と受託者により別途協議する。

## 8 業務報告

全ての業務終了後、業務内容のすべてを記載した業務報告書をデータ及び紙媒体で提出すること。

## 9 その他

### (1) 法令順守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

### (2) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。

前規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

### (3) 委託金額の範囲

本業務の遂行に必要な資料、情報の収集、実施例の調査等は本業務に含む。したがって、追加費用は一切請求できない。

### (4) 委託料の減額

契約内容の不履行が発生し、実行委員会の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと実行委員会が判断した場合には、不履行が発生した業務に係る委託料を減額する。

### (5) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

### (6) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は事業の実施に関して疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに実行委員会と協議を行うものとし、当該協議が整わないときは、実行委員会の指示するところによるものとする。

### (7) その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、実行委員会の予算に変動があった場合、委託金額及び業務内容を変更する可能性がある。